

2023年6月16日

各 位

東京都台東区上野1丁目15-3

会社名 株式会社ナガホリ

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太
(コード番号 8139 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社による
株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てへの当社の対応に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立ての結果に関するお知らせ」、同月31日付け「株主名簿閲覧謄写仮処分命令の決定に対する執行停止の決定に関するお知らせ」及び同年6月9日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の決定に対する保全異議の申立ての結果及び保全抗告の申立てに関するお知らせ」（以下「6月9日付け開示」といいます。）にてお知らせしておりますとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）から当社を相手方として申し立てられた、同年3月31日現在の当社の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）の閲覧謄写を求める株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てについて、同年5月26日、東京地方裁判所が当該申立てを認める旨の決定（以下「原々審決定」といいます。）をしたことから、同月29日、東京地方裁判所に対して原々審決定に関する保全異議の申立てを行いましたが、同年6月9日、東京地方裁判所が、原々審決定を認可する旨の決定（以下「原審決定」といいます。）をしたことから、当社は、同日、東京高等裁判所での審理を求めて保全抗告の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行い、6月20日に第1回審尋期日が設定されました。

しかしながら、6月9日付け開示にてお知らせしておりますとおり、リ・ジェネレーションは、原々審決定がなされた日の翌営業日である同月5月29日付けで、当社が本株主名簿の閲覧謄写に応じないときは1日につき金100万円の割合による金員を支払うよう求める間接強制申立てを東京地方裁判所に対して行っており、当社が同年6月9日に原審決定の執行停止の申立ても行ったものの、同月12日に、東京地方裁判所により当該申立ては却下され、本日、同裁判所より、下記1. の内容の決定書（以下「本間接強制決定」といいます。）を受領いたしました。

当社としては、そもそも、保全異議の申立ても想定される中で、いわゆる断行の仮処分である株主名簿閲覧の仮処分に関して、リ・ジェネレーションが原々審決定後直ちに間接強制の申立てを行ったことは、民事保全法が保全異議及び抗告等の不服申立手続を認めていることとの関係で

不当・不適切であって、かつ、本間接強制決定も、抗告審での審理機会を実質的に奪うものであり不当であると考えております。しかしながら、①原々審において、裁判所からの釈明を受けて、リ・ジェネレーションが、当社の第 62 期定時株主総会の議案につき委任状勧誘を行うため、リ・ジェネレーションが株主に対して QUO カードを含む金品その他の経済的利益の提供「を行うことは想定していない」との主張書面を提出したこと、②原審決定においても、リ・ジェネレーションが「経済的利益の提供を行うこと具体的な意向を有していない」旨の事実認定を行い、当該事実認定を基に被保全権利及び保全の必要性の有無の判断を行っていること、並びに③本間接強制決定が発令されたことを総合的に勘案して、当社としても、当社の第 62 期定時株主総会において、リ・ジェネーションが、QUO カードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状の取得を行わない意向であるとの理解に基づき、本日、リ・ジェネーションからの本株主名簿の閲覧謄写請求に対して、開示に応じることとし、その旨をリ・ジェネーション側に通知しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

2023 年 6 月 15 日

(2) 決定の内容

債務者（当社）は、債権者（リ・ジェネレーション）に対し、その営業時間内のいつにても、債務者（当社）の本店において、令和 5 年 3 月 31 日時点の債務者（当社）の株主名簿を閲覧謄写させよ。

債務者（当社）が本決定送達の日から 7 日以内に前記記載の債務を履行しないときは、債務者（当社）は、債権者（リ・ジェネレーション）に対し、上記期間が経過した日の翌日から履行済みまで 1 日につき金 10 万円の割合による金員を支払え。

2. 当社の今後の対応

2023 年 5 月 2 日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、もとより、リ・ジェネレーションが、株主名簿閲覧請求後に開催される最初の当社の株主総会における議決権行使が適正になされることを確保すべく、同請求により取得した情報に基づいて、QUO カードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得しないこと等を誓約する旨（以下「本誓約」といいます。）を受け入れるのであれば、速やかに本株主名簿の閲覧謄写に応じる意向であり、本申立てを受けて開かれる東京高等裁判所（抗告審）での審理において、本誓約が合理的な内容であること等を主張する所存でした。

経済産業省が「公正な買収の在り方に関する研究会」による取りまとめを受けて、本年 6 月 8 日付けで公表し、現在パブリック・コメントの手続に付されている「企業買収における行動指針」（案）においても、その 4. 3 で会社法上明示的な禁止規定がある対象会社のみな

らず、株主である買収者についても、「議決権行使や委任状の勧誘を行う際に、金品・財物の交付を行うこと」は株主の合理的な意思決定が阻害されない環境を確保する観点から「望ましくない」とされていること、また、本件と同様に、株主から株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てがなされた株式会社三ッ星及び太洋物産株式会社の事例でも、本誓約と同内容の誓約書が当該株主より差し入れられたことを受けて（株主名簿の閲覧謄写請求に応じた結果、）当該申立てが取り下げられていること（株式会社三ッ星の2022年4月27日付け「アダージキャピタル有限責任事業組合による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」及び太洋物産株式会社の2022年2月10日付け「株式会社敷島ファームによる株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」参照）等からしても、本誓約が合理的な内容であることは明らかだと考えております。

本決定は、抗告審での審理機会を実質的に奪うもので不当だと考えておりますが、前記の理由から、当社の第62期定時株主総会において、リ・ジェネーションが、QUOカードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状の取得を行わない意向であるとの理解に基づき、本株主名簿の閲覧謄写請求に対して、開示に応じることとしたものであり、今後、リ・ジェネーション側の希望に従い、本店での閲覧・謄写又は本株主名簿の写しの交付を行います。

以上